

# 令和5年度 児童生徒「福祉・介護体験学習」事業実施要項

## 1 目的

県内の小・中学校、高等学校の児童生徒を対象に福祉・介護の仕事の大切さや魅力等を伝えるための福祉・介護体験やセミナー等を実施し、将来にわたって福祉・介護人材の安定的な参入促進を図ることを目的とする。

## 2 運営

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会 福祉人材センター

## 3 対象

県内の小学校、中学校、高等学校の児童生徒・教職員

## 4 実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 5 実施内容

(1) 総合学習時や夏季休業期間中等に各学校で企画・実施する福祉・介護体験学習

①福祉・介護に関する研修 ②福祉・介護職場における体験活動 等

(2) 福祉のしごと紹介事業

福祉施設・事業所等の職員が学校に直接出向き、経験談や職場の紹介や福祉のしごとについて、以下の内容を中心に説明を行う福祉のしごと紹介（出張講座）

①福祉施設・事業所で実施されている事業内容 ②職員の仕事の具体的な内容

③仕事の魅力、やりがい等

※講座で取り上げる主な事業種別は、原則として「高齢者施設（特別養護老人ホーム）」、「障がい者施設（生活介護）」、「児童福祉（保育所）」とする。

## 6 費用負担

福祉・介護体験学習を実施するために必要な、費用弁償、需用費、借上料、ボランティア保険料等の費用や施設に対する受入費用（10,000円／1施設）は、福祉人材センターが負担する。

※食料購入費や学生の移動に係る費用など、対象にならない費用があります。

## 7 実施方法

①福祉・介護体験学習を実施しようとする学校は、事業を効果的に実施するため、福祉人材センターと事前協議を行う。

②福祉・介護体験学習を実施する学校は、事業の実施までに事業計画書（様式1）を福祉人材センターに提出する。

③福祉人材センターは、内容を審査の上、適当と認めるときは、事業承認通知書（様式2）を学校に交付する。

④福祉・介護体験学習終了後、学校は、事業報告書（様式3）およびアンケート（様式4）を福祉人材センターに提出する。

⑤福祉人材センターは、報告書の内容を確認の上、費用を負担する。

## 8 その他

(1) 福祉・介護体験学習の実施に当たっては、近隣校と合同実施も差し支えないこと。